

議案第101号

長岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

長岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 本市の条例及び本市の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下「規則」という。）並びに同法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定に基づき新潟県が制定した事務処理の特例に関する条例により本市が処理することとされた事務について規定する新潟県の条例及び新潟県の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関 市長その他の執行機関、議会、水道局若しくは消防本部若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等に基づき独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 書面等 文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (5) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき本市の機関に対して行われる通知（意思表示並びに意思及び事実の通知をいう。以下同じ。）をいう。
- (6) 処分通知等 処分（本市の行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (7) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (8) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成

し、又は保存することをいう。

(9) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する条例等（この条例及びこの条例に基づく規則を除く。以下同じ。）の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（規則及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程その他市長以外の市の機関が定める規程をいう。以下同じ。）で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下「指定電子情報処理組織」という。）を使用する方法により行うことができる。

2 指定電子情報処理組織を使用する方法により行われる申請等については、当該申請等に関する条例等に規定する方法により行われるものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 指定電子情報処理組織を使用する方法により行われる申請等は、当該申請等を受けるとする市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 指定電子情報処理組織を使用する方法により行われる申請等における署名等（署名及び記名押印をいう。以下同じ。）は、当該申請等に関する条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものに代えることができる。

5 指定電子情報処理組織を使用する方法により行われる申請等に係る手数料の納付については、当該手数料に関する条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 前各項の規定は、申請等に当該申請等をする者について対面により本人確認をするべき部分がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要がある部分がある場合その他の当該申請等のうちに指定電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分

がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分に限って適用する。

- 7 第1項から第5項までの規定は、申請等が本市の機関以外の者（以下「経由者」という。）を経由して行われる場合は、当該申請をする者と経由者との間の手続、経由者間の手続及び経由者と本市の機関との間の手続をそれぞれ別の申請等とみなして適用する。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を規則等で定める方式により承諾した場合に限り、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、指定電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 指定電子情報処理組織を使用する方法により行われる処分通知等については、当該処分通知等に関する条例等の規定に規定する方法により行われるものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 指定電子情報処理組織を使用する方法により行われる処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 指定電子情報処理組織を使用する方法により行われる処分通知等における署名等については、当該処分通知等にあつては、当該処分通知等に関する条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものに代えることができる。
- 5 前条第6項及び第7項の規定は、指定電子情報処理組織を使用する方法により行われる処分通知等について準用する。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたも

のとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 条例等の規定において書面等により行うことが規定されている作成等は、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等によることに代えて電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定により電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある手続等、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある手続等その他の当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でない手続等のうち規則等で定める手続等

(2) 条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されている手続等

(添付書面等の省略)

第8条 住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第9条 市長は、毎年度、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第102号

長岡市栃尾地域交流拠点施設条例の制定について

長岡市栃尾地域交流拠点施設条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市栃尾地域交流拠点施設条例

(設置)

第1条 本市は、住民相互の交流と活動を誘発し、市民協働による地域の活性化を促進するため、多世代交流と憩いの場及び市民活動と学びの場を創出する交流拠点施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長岡市栃尾地域交流拠点施設	長岡市中央公園1番67号

(施設)

第3条 長岡市栃尾地域交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）の施設は、次のとおりとする。

- (1) 大ホール
- (2) 小ホール
- (3) 会議室
- (4) 交流ルーム
- (5) コミュニティルーム
- (6) キッチンスタジオ
- (7) 音楽スタジオ
- (8) 和室
- (9) ホワイエ
- (10) ストリートラウンジ
- (11) 屋根付き広場
- (12) 交流広場

(ホワイエ等の専用使用)

第4条 ホワイエ、ストリートラウンジ、屋根付き広場又は交流広場（以下「ホワイエ等」という。）は、それぞれその一部を専用して使用することができる。

(行為の制限)

第5条 交流拠点施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
- (2) 交流拠点施設の管理上支障がある行為

(3) 前2号に掲げる行為のほか、市長が適当でないとする行為
(使用の許可)

第6条 交流拠点施設（ホワイエ等を除く。）を使用しようとする者又はホワイエ等のそれぞれその一部を専用して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の施設の管理上必要があると認めるときは、同項の許可に条件を付することができる。

(使用料)

第7条 交流拠点施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 第5条各号の規定に該当するに至ったとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害があっても、市長は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、交流拠点施設の使用を終了したときは、直ちに使用した施設を原状に復さなければならない。前条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の制限若しくは停止を命ぜられたときも、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が代わってこれを行い、その費用は、使用者から徴収する。

(損害賠償)

第13条 使用者は、使用者又は入場者が故意若しくは過失により交流拠点施設若しくはその設備、器具等を破損し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 交流拠点施設を使用しようとする者は、施行日前であっても、使用の申込みをすることができる。

3 前項の申込みに係る使用の許可並びに使用料の納付、減免及び還付並びに使用の許可の取消しについては、第6条から第11条までの規定の例による。

別表（第7条関係）

施設	単位	使用料	
		一般	営利目的の場合
大ホール	1時間当たり	2,100円	6,300円
小ホール	全面	1,000円	3,000円
	1/2面	500円	1,500円
会議室	全室	1,500円	4,500円
	2/3室	1,000円	3,000円
	1/3室	500円	1,500円
交流ルーム	1時間当たり	1,000円	3,000円
コミュニテイルーム	1時間当たり	600円	1,800円
キッチンスタジオ	1時間当たり	700円	2,100円
音楽スタジオ	1時間当たり	200円	600円
和室A	1時間当たり	400円	1,200円
和室B	全室	800円	2,400円
	1/2室	400円	1,200円
ホワイエ	専用面積1平方メートルにつき1日当たり	100円	100円
ストリートラウンジ	専用面積1平方メートルにつき1日当たり	100円	100円
屋根付き広場	専用面積1平方メートルにつき1日当たり	100円	100円
交流広場	専用面積1平方メートルにつき1日当たり	100円	100円

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 使用料の算定に当たっては、1時間に満たない時間は、1時間として計算する。
- 3 ホワイエ等について専用して使用する面積が1平方メートル未満であるとき、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

議案第103号

長岡市個人情報保護条例の一部改正について

長岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

長岡市個人情報保護条例（平成27年長岡市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「第2項」の次に「（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第12条第3項中「同条第9号」を「同条第11号」に改める。

第34条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「係る情報提供等記録」を「係る情報提供等記録情報」に改める。

附則第10条中「係る情報提供等記録」を「係る情報提供等記録情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第104号

長岡市手数料条例の一部改正について

長岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市手数料条例の一部を改正する条例

長岡市手数料条例（平成12年長岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表10の4を次のように改める。

10の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）に規定する認定申請関係

区分	金額
<p>1 法第5条第1項、第2項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画認定申請（以下この表において「認定申請」という。）に対する審査</p>	<p>ア 新築をしようとする住宅で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この表において「登録住宅性能評価機関」という。）が同法第6条の2第3項の規定に基づき交付した確認書若しくは同条第4項に規定する設</p> <p>次の各号に掲げる当該認定申請に係る住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じ、当該各号に定める額を、当該認定申請に係る住戸数及び当該認定申請と同時に行われる認定申請に係る住戸数の合計の数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</p> <p>(1) 1戸 13,100円</p> <p>(2) 2戸以上5戸以下 24,800円</p> <p>(3) 6戸以上10戸以下 37,500円</p> <p>(4) 11戸以上25戸以下 59,100円</p> <p>(5) 26戸以上50戸以下 91,700円</p> <p>(6) 51戸以上100戸以下 137,200円</p> <p>(7) 101戸以上200戸以下 229,500円</p> <p>(8) 201戸以上300戸以下 289,300円</p> <p>(9) 301戸以上 327,800円</p>

<p>計住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書等」という。）を添付した場合</p>	
<p>イ 新築をしようとする住宅で、ア以外の場合</p>	<p>次の各号に掲げる当該認定申請に係る住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じ、当該各号に定める額を、当該認定申請に係る住戸数及び当該認定申請と同時に行われる認定申請に係る住戸数の合計の数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</p> <p>(1) 1戸 42,400円</p> <p>(2) 2戸以上5戸以下 99,400円</p> <p>(3) 6戸以上10戸以下 155,900円</p> <p>(4) 11戸以上25戸以下 302,900円</p> <p>(5) 26戸以上50戸以下 538,400円</p> <p>(6) 51戸以上100戸以下 921,800円</p> <p>(7) 101戸以上200戸以下 1,701,000円</p> <p>(8) 201戸以上300戸以下 2,428,200円</p> <p>(9) 301戸以上 2,973,400円</p>
<p>ウ 増築・改築をしようとする住宅（新築時に認定を受けていないものに限る。）で、登録住宅性能評価機関</p>	<p>次の各号に掲げる当該認定申請に係る住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じ、当該各号に定める額を、当該認定申請に係る住戸数及び当該認定申請と同時に行われる認定申請に係る住戸数の合計の数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</p> <p>(1) 1戸 18,400円</p> <p>(2) 2戸以上5戸以下 34,600円</p>

	<p>が交付した 確認書等を 添付した場 合</p>	<p>(3) 6戸以上10戸以下 53,700円 (4) 11戸以上25戸以下 86,100円 (5) 26戸以上50戸以下 134,900円 (6) 51戸以上100戸以下 203,200円 (7) 101戸以上200戸以下 341,700円 (8) 201戸以上300戸以下 431,300円 (9) 301戸以上 489,000円</p>
	<p>エ 増築・改築 をしようと する住宅（新 築時に認定 を受けてい ないものに 限る。）で、 ウ以外の場 合</p>	<p>次の各号に掲げる当該認定申請に係る住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じ、当該各号に定める額を、当該認定申請に係る住戸数及び当該認定申請と同時に行われる認定申請に係る住戸数の合計の数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</p> <p>(1) 1戸 62,400円 (2) 2戸以上5戸以下 146,400円 (3) 6戸以上10戸以下 231,200円 (4) 11戸以上25戸以下 451,700円 (5) 26戸以上50戸以下 804,900円 (6) 51戸以上100戸以下 1,380,000円 (7) 101戸以上200戸以下 2,548,900円 (8) 201戸以上300戸以下 3,639,600円 (9) 301戸以上 4,457,400円</p>
<p>2 法第5条 第4項又は 第5項の規 定による長 期優良住宅 建築等計画 認定申請（以 下この表に おいて「住棟</p>	<p>ア 新築をし ようとする 共同住宅等 で、登録住宅 性能評価機 関が交付し た確認書等 を添付した 場合</p>	<p>次の各号に掲げる当該住棟認定申請に係る共同住宅等の住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じた額</p> <p>(1) 5戸以下 24,800円 (2) 6戸以上10戸以下 37,500円 (3) 11戸以上25戸以下 59,100円 (4) 26戸以上50戸以下 91,700円 (5) 51戸以上100戸以下 137,200円 (6) 101戸以上200戸以下 229,500円</p>

認定申請」という。)に対する審査		<p>(7) 201戸以上300戸以下 289,300円</p> <p>(8) 301戸以上 327,800円</p>
イ 新築をしようとする共同住宅等で、ア以外の場合	<p>次の各号に掲げる当該住棟認定申請に係る共同住宅等の住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じた額</p>	<p>(1) 5戸以下 99,400円</p> <p>(2) 6戸以上10戸以下 155,900円</p> <p>(3) 11戸以上25戸以下 302,900円</p> <p>(4) 26戸以上50戸以下 538,400円</p> <p>(5) 51戸以上100戸以下 921,800円</p> <p>(6) 101戸以上200戸以下 1,701,000円</p> <p>(7) 201戸以上300戸以下 2,428,200円</p> <p>(8) 301戸以上 2,973,400円</p>
ウ 増築・改築をしようとする共同住宅等（新築時に認定を受けていないものに限る。）で、登録住宅性能評価機関が交付した確認書等を添付した場合	<p>次の各号に掲げる当該住棟認定申請に係る共同住宅等の住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じた額</p>	<p>(1) 5戸以下 34,600円</p> <p>(2) 6戸以上10戸以下 53,700円</p> <p>(3) 11戸以上25戸以下 86,100円</p> <p>(4) 26戸以上50戸以下 134,900円</p> <p>(5) 51戸以上100戸以下 203,200円</p> <p>(6) 101戸以上200戸以下 341,700円</p> <p>(7) 201戸以上300戸以下 431,300円</p> <p>(8) 301戸以上 489,000円</p>
エ 増築・改築をしようとする共同住宅等（新築時に認定を受けていな	<p>次の各号に掲げる当該住棟認定申請に係る共同住宅等の住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じた額</p>	<p>(1) 5戸以下 146,400円</p> <p>(2) 6戸以上10戸以下 231,200円</p> <p>(3) 11戸以上25戸以下 451,700円</p>

	いものに限る。)で、ウ以外の場合	(4) 26戸以上50戸以下 804,900円 (5) 51戸以上100戸以下 1,380,000円 (6) 101戸以上200戸以下 2,548,900円 (7) 201戸以上300戸以下 3,639,600円 (8) 301戸以上 4,457,400円
3 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画(法第5条第1項、第2項又は第3項の規定の申請により認定を受けたものに限る。)の変更認定申請(以下この表において「変更認定申請」という。)に対する審査(法第9条第1項の規定により譲受人を決定したときの変更認定申請に対する審査を除く。)	ア 新築時に認定を受けた住宅で、登録住宅性能評価機関が交付した確認書等を添付した場合	次の各号に掲げる当該変更認定申請に係る住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じ、当該各号に定める額を、当該変更認定申請に係る住戸数及び当該変更認定申請と同時に行われる変更認定申請に係る住戸数の合計の数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。) (1) 1戸 6,500円 (2) 2戸以上5戸以下 12,400円 (3) 6戸以上10戸以下 18,700円 (4) 11戸以上25戸以下 29,500円 (5) 26戸以上50戸以下 45,800円 (6) 51戸以上100戸以下 68,600円 (7) 101戸以上200戸以下 114,700円 (8) 201戸以上300戸以下 144,600円 (9) 301戸以上 163,900円
	イ 新築時に認定を受けた住宅で、ア以外の場合	次の各号に掲げる当該変更認定申請に係る住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じ、当該各号に定める額を、当該変更認定申請に係る住戸数及び当該変更認定申請と同時に行われる変更認定申請に係る住戸数の合計の数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。) (1) 1戸 21,200円 (2) 2戸以上5戸以下 49,700円 (3) 6戸以上10戸以下 77,900円 (4) 11戸以上25戸以下 151,400円

	<p>(5) 26戸以上50戸以下 269,200円</p> <p>(6) 51戸以上100戸以下 460,900円</p> <p>(7) 101戸以上200戸以下 850,500円</p> <p>(8) 201戸以上300戸以下 1,214,100円</p> <p>(9) 301戸以上 1,486,700円</p>
ウ 増築・改築時に認定を受けた住宅で、登録住宅性能評価機関が交付した確認書等を添付した場合	<p>次の各号に掲げる当該変更認定申請に係る住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じ、当該各号に定める額を、当該変更認定申請に係る住戸数及び当該変更認定申請と同時に行われる変更認定申請に係る住戸数の合計の数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</p> <p>(1) 1戸 9,200円</p> <p>(2) 2戸以上5戸以下 17,300円</p> <p>(3) 6戸以上10戸以下 26,800円</p> <p>(4) 11戸以上25戸以下 43,000円</p> <p>(5) 26戸以上50戸以下 67,400円</p> <p>(6) 51戸以上100戸以下 101,600円</p> <p>(7) 101戸以上200戸以下 170,800円</p> <p>(8) 201戸以上300戸以下 215,600円</p> <p>(9) 301戸以上 244,500円</p>
エ 増築・改築時に認定を受けた住宅で、ウ以外の場合	<p>次の各号に掲げる当該変更認定申請に係る住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じ、当該各号に定める額を、当該変更認定申請に係る住戸数及び当該変更認定申請と同時に行われる変更認定申請に係る住戸数の合計の数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</p> <p>(1) 1戸 31,200円</p> <p>(2) 2戸以上5戸以下 73,200円</p> <p>(3) 6戸以上10戸以下 115,600円</p> <p>(4) 11戸以上25戸以下 225,800円</p>

		(5) 26戸以上50戸以下 402,400円 (6) 51戸以上100戸以下 690,000円 (7) 101戸以上200戸以下 1,274,400円 (8) 201戸以上300戸以下 1,819,800円 (9) 301戸以上 2,228,700円
4 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画（住棟認定申請により認定を受けたものに限る。）の変更認定申請（以下この表において「住棟変更認定申請」という。）に対する審査（法第9条第3項の規定により譲受人を決定したときの変更認定申請に対する審査を除く。）	ア 新築時に認定を受けた共同住宅等で、登録住宅性能評価機関が交付した確認書等を添付した場合	次の各号に掲げる当該住棟変更認定申請に係る共同住宅等の住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じた額 (1) 5戸以下 12,400円 (2) 6戸以上10戸以下 18,700円 (3) 11戸以上25戸以下 29,500円 (4) 26戸以上50戸以下 45,800円 (5) 51戸以上100戸以下 68,600円 (6) 101戸以上200戸以下 114,700円 (7) 201戸以上300戸以下 144,600円 (8) 301戸以上 163,900円
	イ 新築時に認定を受けた共同住宅等で、ア以外の場合	次の各号に掲げる当該住棟変更認定申請に係る共同住宅等の住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じた額 (1) 5戸以下 49,700円 (2) 6戸以上10戸以下 77,900円 (3) 11戸以上25戸以下 151,400円 (4) 26戸以上50戸以下 269,200円 (5) 51戸以上100戸以下 460,900円 (6) 101戸以上200戸以下 850,500円 (7) 201戸以上300戸以下 1,214,100円 (8) 301戸以上 1,486,700円
	ウ 増築・改築時に認定を受けた共同住宅等で、登録住宅性能	次の各号に掲げる当該住棟変更認定申請に係る共同住宅等の住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じた額 (1) 5戸以下 17,300円 (2) 6戸以上10戸以下 26,800円

	評価機関が 交付した確 認書等を添 付した場合	(3) 11戸以上25戸以下 43,000円 (4) 26戸以上50戸以下 67,400円 (5) 51戸以上100戸以下 101,600円 (6) 101戸以上200戸以下 170,800円 (7) 201戸以上300戸以下 215,600円 (8) 301戸以上 244,500円
	エ 増築・改 築時に認定 を受けた共 同住宅等で、 ウ以外の場 合	次の各号に掲げる当該住棟変更認定申請に係る 住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に 応じた額 (1) 5戸以下 73,200円 (2) 6戸以上10戸以下 115,600円 (3) 11戸以上25戸以下 225,800円 (4) 26戸以上50戸以下 402,400円 (5) 51戸以上100戸以下 690,000円 (6) 101戸以上200戸以下 1,274,400円 (7) 201戸以上300戸以下 1,819,800円 (8) 301戸以上 2,228,700円
5 住宅の質 の向上及び 円滑な取引 環境の整備 のための長 期優良住宅 の普及の促 進に関する 法律等の一 部を改正す る法律（令和 3年法律第 48号）附則第 2条第2項 の規定によ	ア 新築時に 認定を受け た住宅で、登 録住宅性能 評価機関が 交付した確 認書等を添 付した場合	次の各号に掲げる当該認定申請に係る住戸が属 する建築物の住戸の合計の数の区分に応じ、当該 各号に定める額を、当該認定申請に係る住戸数及 び当該認定申請と同時に行われる認定申請に係 る住戸数の合計の数で除して得た額（100円未満 の端数があるときは、これを切り捨てた額とす る。） (1) 1戸 6,100円 (2) 2戸以上5戸以下 11,900円 (3) 6戸以上10戸以下 18,300円 (4) 11戸以上25戸以下 29,100円 (5) 26戸以上50戸以下 45,400円 (6) 51戸以上100戸以下 68,200円 (7) 101戸以上200戸以下 114,300円 (8) 201戸以上300戸以下 144,200円

<p>る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（譲受人を決定した場合の申請に係るものを除く。）</p>	<p>イ 新築時に認定を受けた住宅で、ア以外の場合</p>	<p>(9) 301戸以上 163,400円</p> <p>次の各号に掲げる当該認定申請に係る住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じ、当該各号に定める額を、当該認定申請に係る住戸数及び当該認定申請と同時に行われる認定申請に係る住戸数の合計の数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</p> <p>(1) 1戸 20,700円 (2) 2戸以上5戸以下 49,200円 (3) 6戸以上10戸以下 77,500円 (4) 11戸以上25戸以下 151,000円 (5) 26戸以上50戸以下 268,700円 (6) 51戸以上100戸以下 460,400円 (7) 101戸以上200戸以下 850,000円 (8) 201戸以上300戸以下 1,213,600円 (9) 301戸以上 1,486,200円</p>
	<p>ウ 増築・改築時に認定を受けた住宅で、登録住宅性能評価機関が交付した確認書等を添付した場合</p>	<p>次の各号に掲げる当該認定申請に係る住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じ、当該各号に定める額を、当該認定申請に係る住戸数及び当該認定申請と同時に行われる認定申請に係る住戸数の合計の数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</p> <p>(1) 1戸 8,700円 (2) 2戸以上5戸以下 16,800円 (3) 6戸以上10戸以下 26,400円 (4) 11戸以上25戸以下 42,600円 (5) 26戸以上50戸以下 67,000円 (6) 51戸以上100戸以下 101,100円 (7) 101戸以上200戸以下 170,400円 (8) 201戸以上300戸以下 215,200円</p>

		(9) 301戸以上 244,000円
	エ 増築・改築時に認定を受けた住宅で、ウ以外の場合	<p>次の各号に掲げる当該認定申請に係る住戸が属する建築物の住戸の合計の数の区分に応じ、当該各号に定める額を、当該認定申請に係る住戸数及び当該認定申請と同時に行われる認定申請に係る住戸数の合計の数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）</p> <p>(1) 1戸 30,700円 (2) 2戸以上5戸以下 72,700円 (3) 6戸以上10戸以下 115,100円 (4) 11戸以上25戸以下 225,400円 (5) 26戸以上50戸以下 402,000円 (6) 51戸以上100戸以下 689,500円 (7) 101戸以上200戸以下 1,274,000円 (8) 201戸以上300戸以下 1,819,300円 (9) 301戸以上 2,228,300円</p>
6	法第9条第1項又は第3項の規定により譲受人を決定したときの変更認定申請に対する審査	2,400円
7	法第10条の規定による認定計画実施者が有していた計画の認定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査	2,400円
8	法第6条第2項の規定により、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合の認定申請に対する審	1、2若しくは3又は4若しくは5に掲げる区分に応じた金額のほか、確認申請書1件につき別表の9の表に掲げる金額を加算した額

査（法第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）	
9 法第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査	160,000円

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

議案第105号

長岡市学校給食共同調理場条例の一部改正について

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例
長岡市学校給食共同調理場条例（平成17年長岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

長岡市中之島学校給食共同調理場	長岡市中野東2649番地1
-----------------	---------------

」

を

「

長岡市旭岡学校給食共同調理場	長岡市高畑町883番地2
長岡市中之島学校給食共同調理場	長岡市中野東2649番地1

」

に改める。

第3条中「長岡市中之島学校給食共同調理場」を「長岡市旭岡学校給食共同調理場、長岡市中之島学校給食共同調理場」に改める。

第4条の表中

「

長岡市中之島学校給食共同調理場	長岡市立中之島中央小学校 長岡市立中之島中学校
-----------------	----------------------------

」

を

「

長岡市旭岡学校給食共同調理場	長岡市立柿小学校 長岡市立豊田小学校 長岡市立旭岡中学校
長岡市中之島学校給食共同調理場	長岡市立中之島中央小学校 長岡市立中之島中学校

」

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第106号

長岡市立図書館条例の一部改正について

長岡市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市立図書館条例の一部を改正する条例

長岡市立図書館条例（昭和61年長岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中「長岡市中央公園1番36号」を「長岡市中央公園1番67号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年5月1日から施行する。

議案第107号

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第6章 雑則（第49条）
附則」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3号中「以下この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第5項各号列記以外の部分中「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第108号

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年長岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を「第4章 雑則（第53条）
附則」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項各号列記以外の部分中「行う者」を「行う施設又は事業所」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則 （電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの

(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。
この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「書

面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第109号

長岡市小国商工物産館条例の廃止について

長岡市小国商工物産館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市小国商工物産館条例を廃止する条例
長岡市小国商工物産館条例（平成17年長岡市条例第108号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第110号

長岡市サンライフ長岡条例の廃止について

長岡市サンライフ長岡条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

長岡市サンライフ長岡条例を廃止する条例
長岡市サンライフ長岡条例（昭和53年長岡市条例第23号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第111号

和解について

令和3年8月2日長岡市栗山沢地内で発生した、軽乗用車の消防団機械器具置場への衝突事故について、原因者と次のとおり和解をするものとする。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 和解する相手方
千葉県千葉市在住者
- 2 和解事項
 - (1) 相手方は、長岡市に対し、損害の賠償金として金763,400円を支払うものとする。
 - (2) 長岡市と相手方との間には、前号に記載されたもののほか、一切の債権債務は存在しないものとする。

議案第112号

町（字）の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の町（字）の区域及び名称を次のとおり変更する。

この処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による経営体育成基盤整備事業潟地区（第2換地区及び第3換地区）の換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

変 更 調 書

変 更 前				変 更 後		
町	字	地 番		町	字	
寺泊北曾根	蔵地面	33の1、 39、 46の1、 52の1、 60の3、 66、 70の2、 88から113まで、 116、 121から132まで	36の1、 42の1、 49の1、 53の1、 61の1、 67の1、 71、 117、	37の1、 43、 50の1、 56の1、 64の1、 67の2、 73から86まで、 114の1、 120の2、	38、 44、 51、 57の1、 65、 70の1、 115の1、	寺泊北曾根
	大割	133から157まで、 196の1、 199から207まで、 220の2、 232から234まで	196の2、	172から195まで、 197、 208の1、 222から230まで、	208の2、	
	稲場下	235から243まで、 257の1、 298、 300から330まで、 341、 463の1、	257の2、 299の1、	245から256まで、 258から264まで、 299の2、 332から336まで、 454から461まで、 464の1	462の1、	
	上大勢町	465の1、 467の2、 470、 472の2、 475、 477の2、 479の2、 481の2、 483の2、 485の2、 488、 490から493まで、 495の1、 497の2、 499の2、 501の2、 503の2、 506、	465の2、 468の1、 471の1、 473、 476の1、 478の1、 480の1、 482の1、 484の1、 486の1、 489の1、 495の2、 498の1、 500の1、 502の1、 504の1、 507の1、	466、 468の2、 471の2、 474の1、 476の2、 478の2、 480の2、 482の2、 484の2、 486の2、 489の2、 494の1、 496、 498の2、 500の2、 502の2、 504の2、 507の2、	467の1、 469、 472の1、 474の2、 477の1、 479の1、 481の1、 483の1、 485の1、 487、 494の2、 497の1、 499の1、 501の1、 503の1、 505、 508の1、	

変 更 調 書

変 更 前				変 更 後		
町	字	地 番		町	字	
寺泊北曾根	上大勢町	508の2、 510の2、 512から529まで、 531から560まで、	509の1、 511の1、	509の2、 511の2、 530の一部、 561の一部	寺泊北曾根	
	地井田	562の一部、 574の1、 594から596までの各一部、 599から621まで	563の一部、 574の2、	564から573まで、 575から593まで、 598の一部、		
	箴割	622から636まで、 642の1の一部		637から641までの各一部、		
	下畑	1497の1、 1499の4、 1506の1、 1509の2、 1512から1522まで、 1524から1526まで、 1528、 1531、 1533の2、 1536の2、 1540、 1542から1546まで、 1548、 1551の1、 1553の2、 1603、 1605から1608まで、 1611の2、 1614から1617まで、 1619から1621まで、 1623、 1625から1629まで、 1631の1、 1633、 1636から1638まで、 1640から1642まで、 1644、 1648の1、	1498の1、 1500の1、 1507、 1510、 1511、 1512、 1529、 1532の1、 1534、 1537、 1541の1から1541の3まで、 1549の1、 1551の2、 1554から1559まで、 1604の1、 1612、 1624の1、 1631の2、 1634、 1645の1、 1648の2、	1499の1、 1501の1、 1508、 1511の1、 1523の1、 1527の1から1527の3まで、 1530の1、 1532の2、 1535、 1538、 1547の1、 1549の2、 1552、 1604の2、 1610、 1613の1、 1618の1、 1622の1、 1624の2、 1630の1、 1632の1、 1635の1から1635の3まで、 1639の1、 1643の1、 1646の1、 1649の1、		
野起	1560から1563まで、		1564の1、 1564の2、			

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊北曾根	野起	1565、 1566、 1567の1から1567の3まで、 1568、 1569の1、 1570、 1571の1から1571の3まで、 1572、 1573の1、 1574の4、 1575の2、 1575の3、 1578の3、 1579、 1580の1、 1581から1583まで、 1585の1、 1585の2、 1586から1595まで、 1596の1、 1596の2、 1597から1601まで、 1609	寺泊北曾根	
寺泊新長	草薙	120の一部、 121の一部		
寺泊小豆曾根	草薙	27の1の一部、34の一部、 36から38までの各一部		
五千石	三平	2767の一部、 2768		
野中才	上谷地	1796の1の一部、 1797の1の一部、 1798の1の一部、 1805の一部、 1806から1808まで、 1817の一部、 1818		
寺泊北曾根字野起1570、1571の2、 1572の地先の寺泊北曾根字屋敷添の道路である公有地の一部				
寺泊北曾根	地井田	562の一部、 563の一部、 594から596までの各一部、 597、 598の一部	寺泊新長	
	箆割	647		
寺泊新長	草薙	77から79までの各一部、 85の1、 86の1、 87の4の一部、88の一部、 93の一部、 95の一部、 96の一部、 98から100までの各一部、 101から110まで、 111から115までの各一部、 116、 117の1、 119から121までの各一部、 126の一部、 127の一部、 128の1の一部、 129の1、 130、 131の一部、 136の一部、 138の1の一部、 138の2の一部、 139の1、 139の2、 140の1、 140の2、 141、 142の一部、 143の一部、 144、 145、 146の一部、 147から149まで、 154、 155、 160の1、 161の1、 162の1、 163の1		
	稲場	164の1、 167の1、 168の1、 169から171までの各一部、 172の1、 173、 174の1、 175の1、 176の1の一部		
	苗代	516の1、 516の4、 516の5、 517、 518、 519の2、 521の2、 522から524まで、 525の3、 526の2、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊新長	苗代	527から529まで、 533から536まで、 542の2、 543から546まで	532の2、 537の2、 541の2、	寺泊新長
	苗代割	595の3、 667、 670の3、 671の5、 676の2、 677の3、 680、 682の2、 685の2、 686、 690の3、 692	668の3、 669の3、 672の3、 673、 678の3、 679の2、 683の2、 684の2、 688の2、 689の2、	
	一番割	694、 695の1、 702の1、 704、 709の1、 709の2、 712から732まで、 735の1、 735の2、 740の1、 740の2、 755から783まで、 788の1、 789の1、 795の1、 796の1、 827の5、 828から834まで、 835の1、 835の2、 841から843まで、 845から847まで	698の1、 699の1、 705の1、 708の1、 711の1、 733の1から733の3まで、 736から739まで、 753、 784の1、 787の1、 792の1、 793の1、 798の2、 821、 834の1、 836から839まで、 844の1、	
	二番割	849の1、 852の1、 857の1、 860の1、 865の1、 867の1、 869から892まで、 894から899まで、 901の1、 901の2、 919の1、 919の2、 921、 922の1、 923から941まで、 943の2、 944の1、 950の1から950の3まで、 953、 954の2、 977から988まで、	853の1、 856の1、 861の1、 864の1、 868の1から868の3まで、 893の1から893の4まで、 900の1、 900の4、 902から918まで、 920の1、 920の2、 922の2、 942の1、 943の1、 946の1、 947の1、 951の1から951の5まで、 958から960まで、 990	
三番割	991の1、 992の1、 994の1、 995の1、 998の1、 998の2、 1001の1、 1001の2、	993の1から993の3まで、 996の1、 997の1、 999、 1000、 1002の1、 1002の2、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊新長	三番割	1003の1、 1003の2、 1004の1、 1004の2、 1005から1007まで、 1008の1、 1008の2、 1009から1016まで、 1017の1、 1017の2、 1018、 1019、 1020の1、 1020の2、 1021から1031まで、 1032の1、 1033、 1034の1、 1034の2、 1035から1037まで、 1038の1から1038の3まで、 1039の3、 1040の1、 1041の1、 1043の1、 1046の3、 1047の2、 1048の2、 1049の2、 1050、 1051、 1053から1056まで、 1058から1061まで、 1063、 1064	寺泊新長	
寺泊小豆曾根	草薙	42の一部、 43の一部、 117の1の一部、 119の1、 119の2、 120、 121、 122の1、 158の2の一部		
	諏訪山	163の一部、 164、 165、 166から168までの各一部、 236から239までの各一部		
	三番割	450の3、 451の4、 452の4、 453の4、 454の4		
寺泊竹森	小豆曾根谷地	2566の1の一部、 2568から2575までの各一部		
五千石	三平	2763の一部、 2764の5の一部、 2764の6、 2766の1、 2766の3の一部、 2766の4、 2766の5の一部、 2766の6、 2766の7		
野中才	上谷地	1815、 1816、 1817の一部、 1824の1の一部、 1825の1の一部、 1826の1の一部、 1826の4の一部、 1827の一部、 1828から1831まで		
寺泊北曾根	上大勢町	530の一部、 561の一部	寺泊小豆曾根	
寺泊新長	草薙	77から79までの各一部、 80、 81、 82の1、 82の2、 83の1、 83の2、 84、 87の4の一部、 88の一部、 91、 93の一部、 95の一部、 96の一部、 97、 98から100までの各一部、 111から115までの各一部、 119の一部		
	稲場	169から171までの各一部、 176の1の一部、 177の1		
	諏訪山	178の1、 179の1、 179の2、 180の1、 181の1、 182の1、 183の1		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊小豆曾根	草薙	27の1の一部、28、 32、 33の1、 36から38までの各一部、 43の一部、 44の1、 47の1、 48の1、 50の2、 51から60まで、 62から71まで、81、 85、 86の1、 89の1から89の3まで、 91の2、 93、 115の1、 116の1、 123の1、 124の1、 126から136まで、 159	29、 31、 33の2、 34の一部、 39から41まで、42の一部、 45、 46、 49、 50の1、 61の3、 82、 84、 87、 88の1、 90、 91の1、 106から114まで、 117の1の一部、 125の1から125の3まで、 158の2の一部、	寺泊小豆曾根
	諏訪山	156、 157、 166から168までの各一部、 180の1、 181の1、 184の1、 185の1、 188の4の一部、 195、 196、 213の1、 213の2、 220、 225、 232の1、 232の2、 236から239までの各一部、 251の1、 251の2、 257、 258の一部、	162、 163の一部、 178の1、 179の1、 182の1、 183の1、 186の1、 187の1、 194の1の一部、 208から212まで、 214から217まで、 228から231まで、 234、 244から250まで、 254、 255、 259の一部、 260	
	五千石	三平	2763の一部、 2764の5の一部	
野中才	上谷地	1827の一部	寺泊北曾根字地井田562の地先の道路、水路である公有地の一部	
寺泊小豆曾根	諏訪山	188の4の一部、 192、 193、 194の2、 258の一部、	190の1、 191の1、 194の1の一部、 259の一部	寺泊竹森
寺泊竹森	前谷地	876、 880の1、 881から916まで、 920の2、 921、 923の2、 924から929まで、 931、 932	880の2、 919、 920の1、 922、 923の1、 930の1、	
	小豆曾根谷地	2566の1の一部、 2576、 2577	2568から2575までの各一部、	

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊大和田	吉竹	9の一部、 10から18まで、 22の一部、 23から35まで、 37から62まで、 63の1、 64から86まで、 87の1、 87の3、 88から102まで、 104から149まで、 150の1、 150の2、 151から196まで、 197から214までの各一部、 215、 216、 217の一部、 218の一部	寺泊大和田	
寺泊夏戸	川西	866の一部、 2777の1、 2778の1、 2779の1、 2780の1、 2781の1、 2782、 2783の1、 2784の1、 2806の1、 2806の2、 2807の1		
	吉竹	1739、 1740、 1844から1849まで、 1852、 1858の1、 1858の2、 1859の1、 1859の2、 1860、 1908から1918まで、 1999の1の一部、 1999の3の一部、 2000の1、 2000の2の一部、 2006の一部、 2767の1の一部、 2768の1の一部、 2769の1、 2770の1、 2771の1、 2772の1、 2773の1、 2774の1、 2775の1、 2776の1		
寺泊大和田	吉竹	3から6まで、 7の1、 8の1、 9の一部、 19の一部、 20、 21、 22の一部、 36の一部、 197から214までの各一部、 217の一部、 218の一部、 219	寺泊夏戸	
寺泊夏戸	川西	641の1、 642の1、 642の3、 643から649まで、 650の1、 651から692まで、 693の1、 694の1、 697、 698、 699の1、 700の2、 701から703まで、 704の1、 705の1、 706、 707の2、 708の5、 719の1、 719の2、 720から726まで、 727の1、 728から734まで、 735の1、 736から739まで、 740の1、 741の1、 742の1、 742の2、 743、 744、 745の1、 745の2、 746から748まで、 749の1、 753の1、 754の1、 755の1、 756の1、 764の3、 765の3、 790の1、 791の1、 792の1、 793の1、 794の1、 795の1、 796の1、 797の1、 798の1、 799の1、 800、 801、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊夏戸	川西	811から820まで、 821の1、 822、 823、 825から834まで、 835の1、 837の1、 838から841まで、 847、 853、 855、 856、 861から865まで、 866の一部、 867の1、 868の1、 869から892まで、 896から899まで、 900の1、 900の2、 901から929まで、 930の1、 930の2、 931、 932、 3017から3020まで、 3021の1、 3022、 3023の1、 3024、 3025、 3026の1、 3026の2、 3027の1、 3028から3048まで	寺泊夏戸	
	吉竹	1996の1から1996の3まで、 1997、 1998、 1999の1の一部、 1999の2、 1999の3の一部、 1999の4、 2000の2の一部、 2001から2004まで、 2006の一部、 2007から2010まで、 2011の1、 2011の2、 2012から2017まで、 2018の1、 2018の2、 2019、 2158、 2163から2177まで、 2178の1、 2178の2、 2180から2186まで、 2187の1から2187の4まで、 2188、 2189、 2267から2270まで、 2271の1、 2271の2、 2273から2278まで、 2279の1、 2279の2、 2281から2284まで、 2353、 2354の1、 2355の1、 2356の1、 2358の1、 2359、 2360の1、 2361の1、 2361の2、 2362の1、 2362の2、 2363の1、 2364の1、 2364の2、 2365、 2366の1、 2366の2、 2367の1、 2368の1、 2369の1、 2370の1、 2371の1、 2371の2、 2372から2377まで、 2443から2459まで、 2741の1、 2742の3、 2755の2、 2756の2、 2757の1、 2758の1、 2759の1、 2760から2763まで、 2764の1、 2765の1、 2766の1、 2767の1の一部、 2768の1の一部		
寺泊戸崎	土手下	1の1、 2の1、 3から9まで、 10の1、 11の1、 12の1、 13から15まで、 17から20まで、	寺泊戸崎	

変 更 調 書

変 更 前				変 更 後		
町	字	地 番		町	字	
寺泊戸崎	土手下	21の1、 24の3、 31から39まで、 44の1、 48の1、 62の3、 68の1、 72の一部、 73の3の一部、 76から78まで、 80から91まで、 93、 99の2の一部、 101から108まで、 110から117まで、 119、	22の1、 25から29まで、 40の1、 45の1、 49から61まで、 63から66まで、 69の1、 73の1の一部、 74の一部、 79の1、 92の1、 94から96までの各一部、 100の1、 109の1、 118の1、 120、	23、 46の1、 47の1、 70の1の一部、 74の一部、 79の1、 92の1、 99の1、 100の1、 109の1、 118の1、 140	24の1、 30の1、 43の1、 47の1、 62の1、 67の1、 75の一部、 79の3、 92の2、 99の1、 100の2、 109の2、 118の2、	寺泊戸崎
	舟山	16、 133の2、 135の2、 137から139まで、 142から147まで、 149、 151の2、 155の3、 158の3、 161の1、 163の1、 165の1、 167の1、 169の1、 170の4、 172の1から172の4まで、 174の1から174の4まで、 176の1、 178の1、 180から189まで、 191から194まで、 199の1から199の4まで、 214から218まで、	132の1から132の3まで、 134の1、 136の1、 141の3、 148の1、 150の1、 152から154まで、 156、 159、 161の2、 163の2、 165の2、 167の3、 169の3、 171の1、 172の1から172の4まで、 175の1から175の4まで、 176の2、 178の2、 190の1、 196から198まで、 200から205まで、 219の3、	133の1、 134の2、 136の2、 141の3、 148の1、 150の2、 155の1、 157、 160の1、 162の1、 164の1、 166の1、 168の1、 170の1、 171の3、 173の1、 175の1から175の4まで、 177の1、 179の1、 190の2、 199の2、 200から205まで、 219の4、	135の1、 136の2、 148の2、 151の1、 155の1、 158の1、 160の2、 162の2、 164の2、 166の2、 168の3、 170の3、 173の2、 177の2、 179の2、 190の2、	

変 更 調 書

変 更 前				変 更 後		
町	字	地 番		町	字	
寺泊戸崎	舟山	220の3、 222の3、 224の3、 230、 233の3、 239の3、 243の1、 246の2、 256の1、 261の2、	220の4、 222の4、 225から228まで、 231、 234から238まで、 240の1、 244の1、 247の1、 256の2、 262	221の3、 223、 232の1、 233の1、 239の1、 241の1、 245の1、 248から255まで、 257から261まで、	221の4、 224の1、 229の1、 233の1、 239の1、 242の1、 246の1、	寺泊戸崎
	大道上	263、 276の一部、 282、 285、 292、 295の一部	264の1から264の4まで、 265の1から265の3まで、 277、 283の1、 290、 293の1、	266から273まで、 278、 283の2、 291の1、 293の2、	281、 284、 291の2、 294の一部、	
	大道下	274、 369から382まで、 384、 387、 389の2、 423の2、 440、 450から452まで、 454、 478から481まで、 483の1、	368の1、 385の1、 388の1、 390から422まで、 435から437まで、 441の一部、 455の1、 483の2、	368の2、 383の1、 385の2、 388の2、 423の1、 438の1、 448の一部、 453の1、 455の2、 482の1、 484の一部	383の2、 386、 389の1、 423の1、 438の1、 453の3、 482の2、	
寺泊引岡	大淵	806の一部、 811から814までの各一部、 815の一部、 825の一部、 857の一部、 1084の1の一部、 1090から1093までの各一部、 1096の一部、 1134、 1136から1141まで、 1142の1、	807の一部、 816の一部、 826の一部、 1076から1083までの各一部、 1087の一部、 1094、 1097、 1135の甲、 1142の2、	808から810まで、 814の1の一部、 822の一部、 840から843までの各一部、 1087の一部、 1094、 1098から1100までの各一部、 1135の乙、 1141の1、 1156、	823の一部、 823の一部、 1088の一部、 1095の一部、 1098から1100までの各一部、 1141の2、 1169、	

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊引岡	大淵	1170の甲、 1170の乙、 1174、 1178から1182まで、 1184、 1185の1、 1186から1194まで、 1195の甲、 1196から1203まで	寺泊戸崎	
寺泊鰐口	川下	1982の一部、 1983から1999まで、 2000の一部、 2027から2036までの各一部、 2037の1の一部、 2037の2の一部		
寺泊戸崎	大道上	276の一部、 294の一部、 295の一部、 296	寺泊引岡	
寺泊引岡	大坪	111の1、 111の2、 112、 113の1から113の3まで、 114、 115、 116の1、 116の2、 117、 117の2、 118から124まで、 130の乙		
	山崎	210の1、 210の3、 211の1、 212の1、 212の2、 213の1から213の6まで、 214、 215、 216の1、 216の2、 218の1から218の4まで、 220、 221、 222の1から222の3まで、 267の2、 267の3、 269、 413、 414、 418の1、 418の2、 419の1、 419の2、 420の1、 420の2、 421、 422の1、 422の2、 423の1から423の3まで、 424、 425の1から425の4まで、 426の1、 426の2、 427、 428の1から428の3まで、 429から431まで、 432の1、 432の2、 433、 434の1から434の4まで、 435の1、 435の2、 436の1、 436の2、 437の1から437の4まで、 438の1から438の3まで、 439、 440、 441の1から441の4まで、 442の1、 442の2、 443、 444、 445の1から445の3まで、 446の1から446の4まで、 447の1から447の3まで、 448の1、 448の2、 449の1、 449の2、 450の1、 450の2、 451、 452の1から452の3まで、 452の5から452の7まで、 455の1、 455の2、 455の4、 455の5、 456から461まで、 462の1から462の3まで、 463、 464、 465の1、 465の2、 468の1、 468の2、 469の1、 469の2、 470、 471、 472の1、 472の2、 473の1から473の3まで、		

変 更 調 書

		変 更 前				変 更 後	
町	字	地 番				町	字
寺泊引岡	山崎	474、	475、	476の1、	476の2、	寺泊引岡	
		477から479まで、		480の1、	480の2、		
		481の1、	481の2、	482の1、	482の2、		
		483の1、	483の2、	484の1、	484の2、		
		485の1、	485の2、	486から491まで、			
		492の1から492の4まで、		493の1、	493の2、		
		494の1、	494の2、	495の1、	495の2、		
		496の1、	496の2、	497の1、	497の2、		
		498、	499の1、	499の2、			
		500の1から500の3まで、		501の1から501の3まで、			
		502の1から502の5まで、		503の1、			
		503の3から503の5まで、		504の1、	504の4、		
		505の1、	505の2、	506、	507、		
		508の1、	508の2、	509の1から509の3まで、			
		510の1、	510の2、	511の1、	511の2、		
		512の1から512の4まで、		513の1、	513の2、		
		514の1、	514の2、	515の1、	515の2、		
		516の1、	516の2、	517の1、	517の2、		
		518の1、	518の2、	519の1、	519の2、		
		520の1、	520の2、	522、	523、		
		526、	528、	529、			
		530の1から530の3まで、		531から535まで、			
		536の1、	537の1、	538の1、	540の1、		
		540の2、	541の1、	541の2、	542の1、		
		542の2、	543の1、	543の2、			
		544の1から544の3まで、		545から548まで、			
		548の2、	549から552まで、		553の1、		
		553の2、	554の1、	554の2、	555の1、		
		555の2、	556の1、	556の2、	557の1、		
		557の2、	558の1、	558の2、	559の1、		
		559の2、	560の1、	560の2、	561の1、		
		561の2、	562の1から562の4まで、				
		563から565まで、		566の1、	567の1、		
		568の1、	568の4、	569の2、	569の6、		
		570の1、	571の1、	571の2、	572、		
		573、	574の1から574の4まで、		575の1、		
		575の2、	576の1、	576の2、	577の2、		
		577の3、	578の2、	578の3、	579の1、		
		579の2、	580の1、	580の2、	581の1、		

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊引岡	山崎	581の2、 582の1から582の4まで、 583の1、 583の2、 586の1、 586の2、 587から590まで、 600、 601の1から601の3まで、 602の1から602の3まで、 603の1、 603の2、 604の1、 604の2、 605の1、 605の2、 613の1から613の3まで、 614の1	寺泊引岡	
	信安	223の1、 223の2、 225の1、 225の2、 226の1、 226の2、 227の1、 227の2、 228の1、 228の2、 229の1、 229の2、 230の1、 230の2、 231から234まで、 235の1、 235の2、 236から242まで、 243の1、 243の2、 253、 254		
	大淵	524、 525、 527、 802から805まで、 806の一部、 807の一部、 811から814までの各一部、 814の1の一部、 815の一部、 816の一部、 817から821まで、 822の一部、 823の一部、 825の一部、 826の一部、 827から831まで、 832の1、 832の2、 833から838まで、 839の1、 839の2、 840から843までの各一部、 844、 845、 846の1、 846の2、 847の1、 847の2、 848の1、 848の2、 849の1、 850、 851の1、 851の2、 852から856まで、 857の一部、 858から864まで、 865の1、 865の2、 866から870まで、 1048の乙、 1049、 1050の1、 1050の2、 1051から1055まで、 1075、 1076から1083までの各一部、 1084の1の一部、 1084の2、 1085の1、 1085の2、 1086、 1087の一部、 1088の一部、 1089、 1090から1093までの各一部、 1095の一部、 1096の一部、 1098から1100までの各一部、 1101から1111まで		
	五々穴	607の1、 607の2、 608の1、 608の2、 609の1から609の3まで、 610の1から610の3まで、 611、 612、 614の2、 615から617まで、 618の1、 619、 620の1、 620の2、 621から626まで、 627の1、 627の2、 628から630まで、		

変 更 調 書

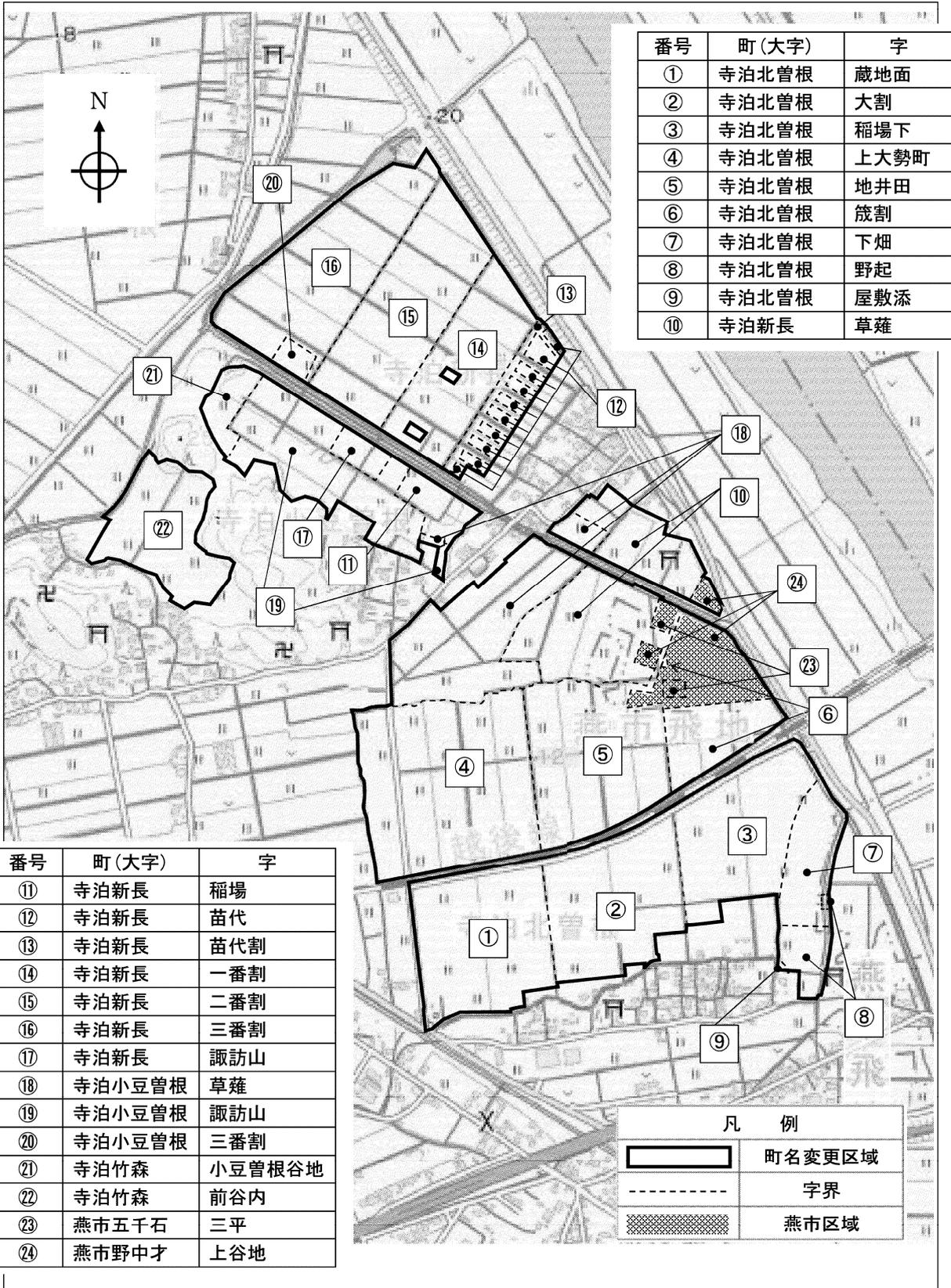
変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
寺泊引岡	五々穴	632、 633の1、 683の1、 684の3、 684の4、 732の3、 732の4、 739の1、 739の2、 745の1、 745の2、 747の1、 747の2、 748の1、 748の2、 749から764まで、 765の1、 765の2、 766から770まで、 770の1、 771、 772の1、 773の3、 774の1、 774の3から774の5まで、 775の1、 775の3、 775の4、 776、 777の1、 777の2、 778の1、 778の2、 779、 780、 781の1、 781の2、 782、 783、 784の1、 784の2、 785の1、 785の2、 787の1、 787の2、 788から792まで、 793の1から793の3まで、 794から798まで、 799の1、 799の2	寺泊引岡	
寺泊戸崎	大道下	441の一部、 442の1、 442の2、 443から446まで、 448の一部、 484の一部、 485から488まで	寺泊川崎	
	切替	505の1、 506、 507、 508の1、 508の3、 509、 510、 511の1、 512の1、 513から521まで、 522の1、 522の2、 523の1、 523の2、 524から526まで、 532から535まで		
寺泊川崎	小潟	3から9まで、 10から12までの各一部、 29の一部、 30から44まで	寺泊川崎	
	居村浦	158、 161の1、 161の2、 162から165まで、 166の1、 166の2		
寺泊下曾根	小潟	20、 21の一部、 29、 30の一部		
寺泊鰐口	川下	2032から2036までの各一部、 2037の1の一部、 2037の2の一部、 2038から2041まで、 2042の一部、 2081の1の一部、 2081の2		
寺泊川崎	小潟	16の一部、 17から20まで、 21の1、 21の2、 22、 23から28までの各一部	寺泊下曾根	
寺泊下曾根	小潟	4から18まで、 19の一部、 21の一部、 22から26まで、 27の1、 28、 30の一部、 31から33まで、 37、 38、 40、 42から47まで、 52から55まで、 56の1、 56の3		
寺泊竹森	潟	2741から2743まで、 2744の1から2744の3まで		

変 更 調 書

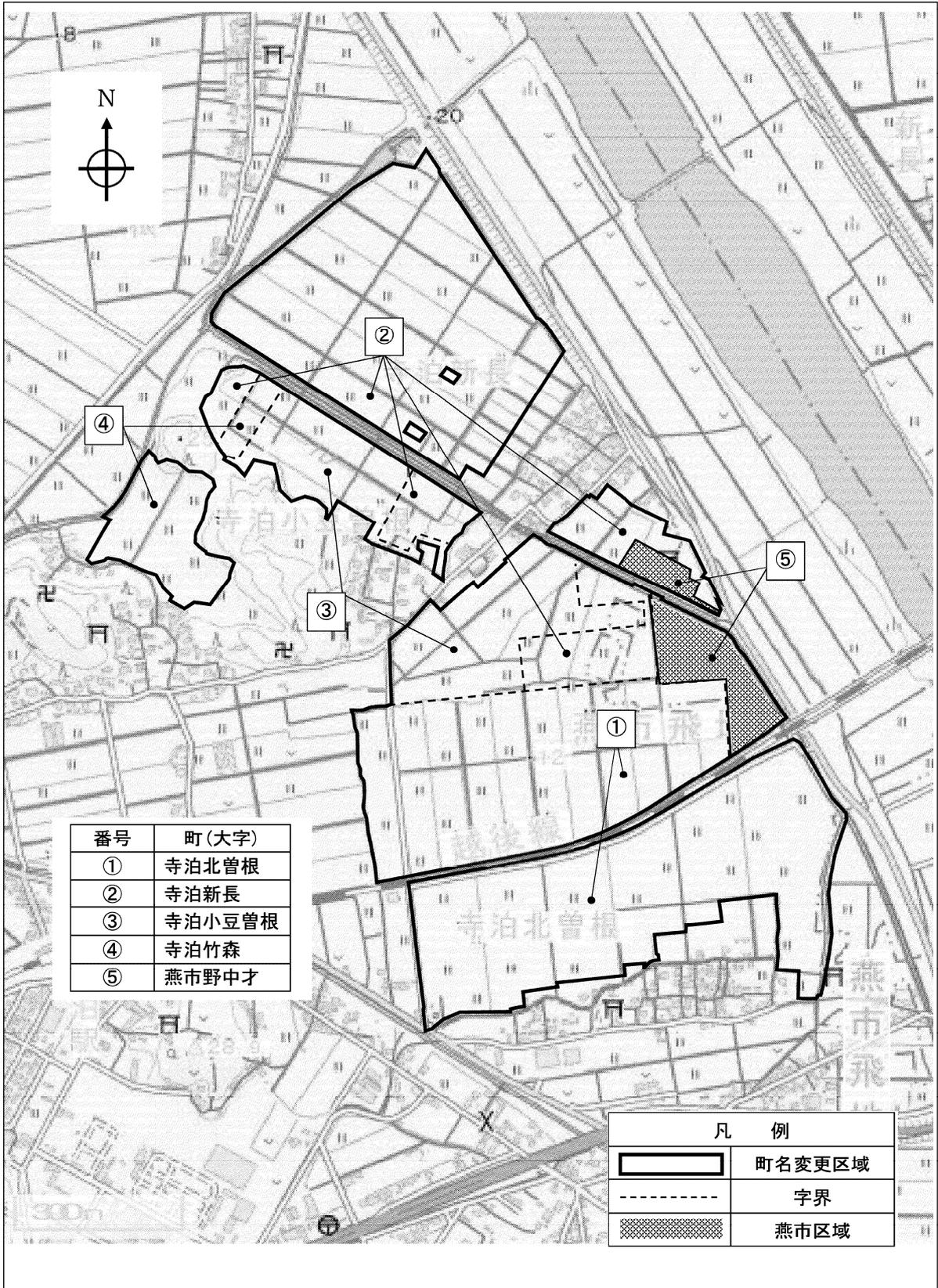
変 更 前			変 更 後		
町	字	地 番		町	字
寺泊川崎	小潟	12から16までの各一部、	23から29までの各一部	寺泊竹森	
寺泊下曾根	小潟	19の一部			
寺泊戸崎	土手下	70の1の一部、 73の1の一部、 74の一部、 75の一部、 97、 98、	71、 72の一部、 73の3の一部、 94から96までの各一部、 99の2の一部	寺泊鰐口	
寺泊川崎	小潟	10から16までの各一部			
寺泊鰐口	川下	1970、 1971、 1972の1、 1972の4、 1973の1、 1973の2、 1974から1981まで、 1982の一部、 2000の一部、 2001から2012まで、 2013の1、 2013の2、 2014の1、 2014の7、 2015の1、 2015の3、 2016の1、 2016の2、 2017から2026まで、 2027から2032までの各一部、 2042の一部、 2044から2059まで、 2060の1、 2060の2、 2061の1、 2061の3、 2062の1、 2063から2065まで、 2066の1、 2066の2、 2067から2080まで、 2081の1の一部			
寺泊鰐口字川下2062の1、2063から2065まで、2066の1、2066の2、2067の地先の寺泊下曾根字小潟の道路、水路である公有地の一部					

及び当該変更に伴う公有地を含む。

経営体育成基盤整備事業 潟地区（第2換地区）
 変更前区域図 S = 1 : 9 6 0 0

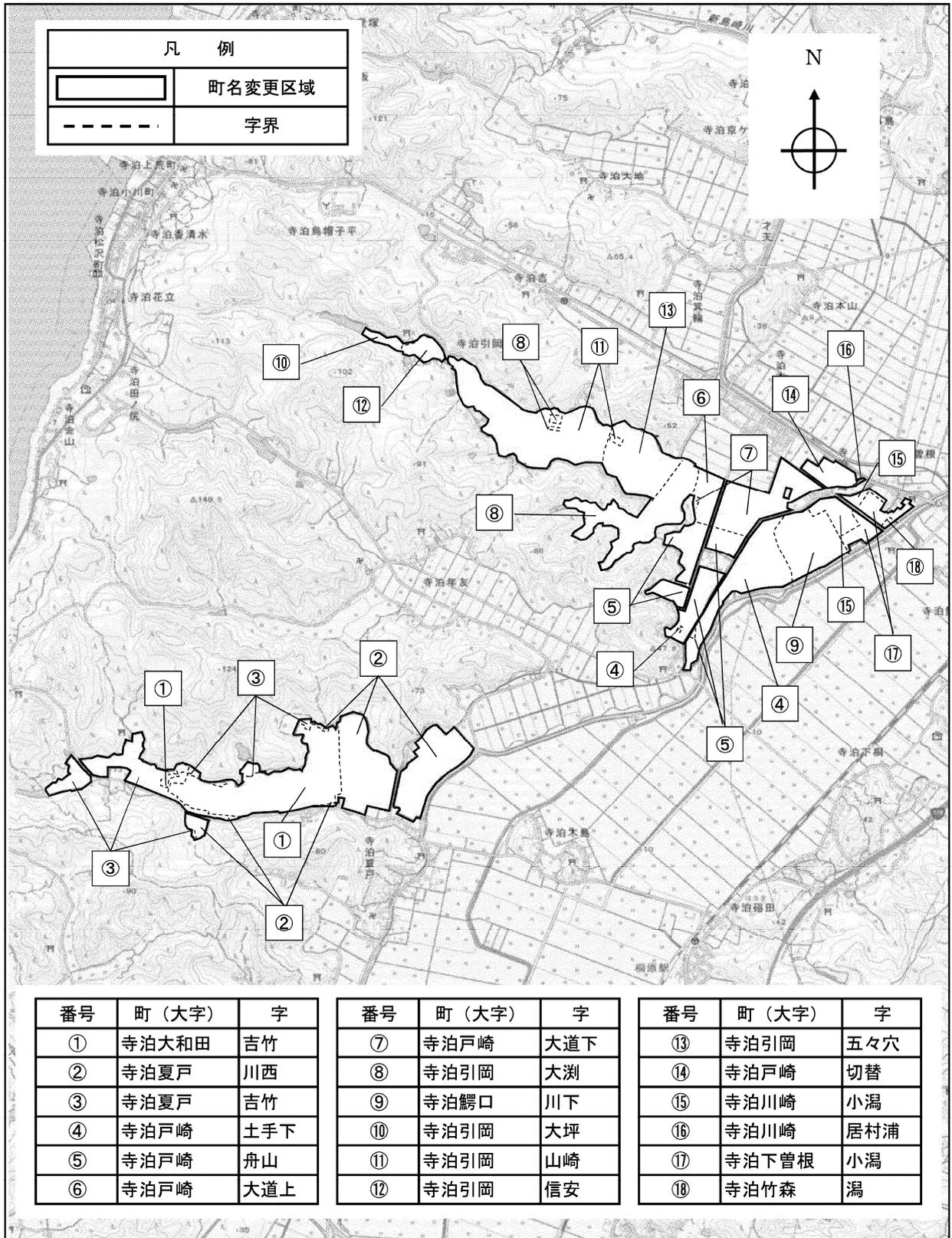


経営体育成基盤整備事業 潟地区（第2換地区）
 変更後区域図 S = 1 : 9 6 0 0



経営体育成基盤整備事業 潟地区（第3換地区）

変更前区域図 S = 1 : 25000



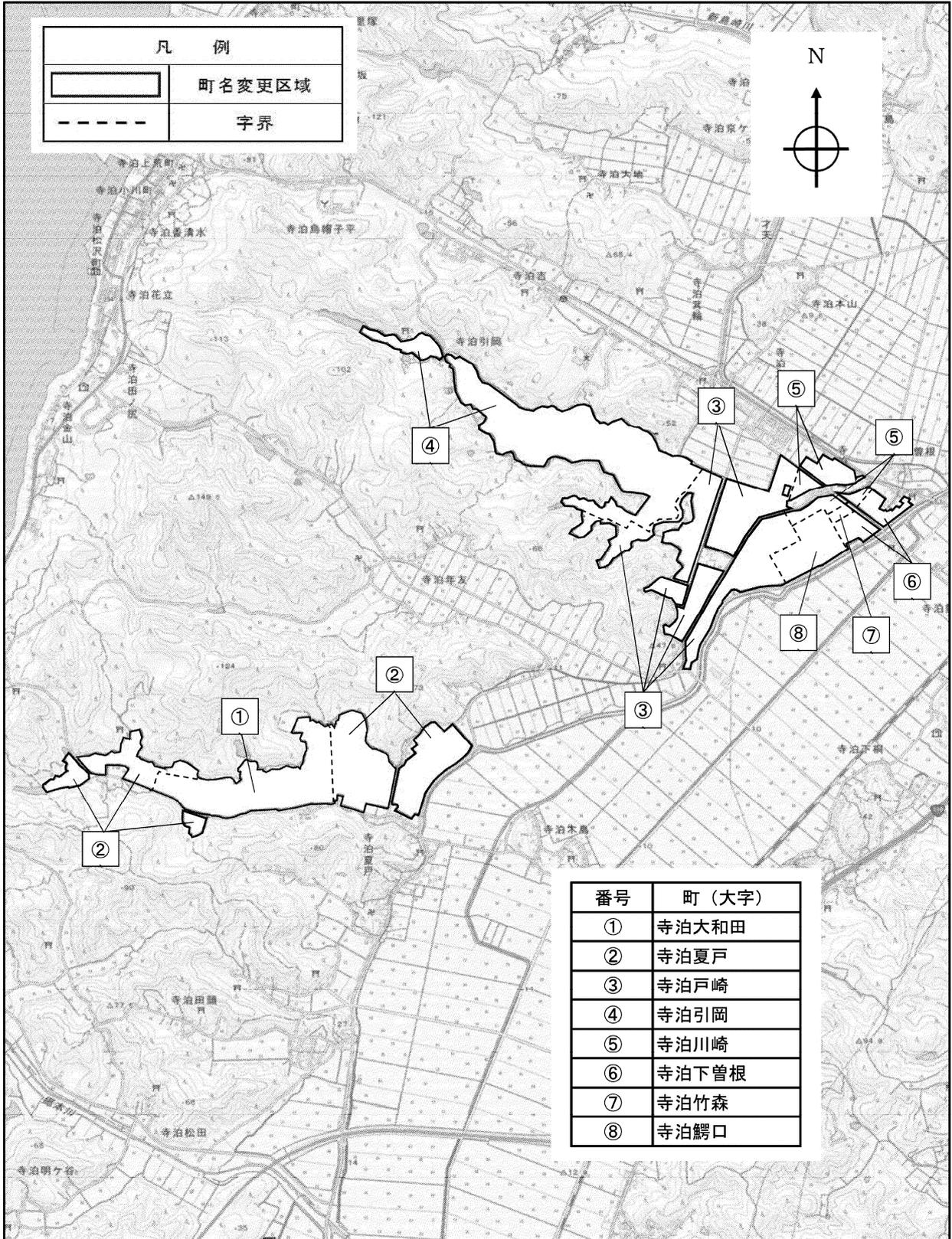
番号	町（大字）	字
①	寺泊大和田	吉竹
②	寺泊夏戸	川西
③	寺泊夏戸	吉竹
④	寺泊戸崎	土手下
⑤	寺泊戸崎	舟山
⑥	寺泊戸崎	大道上

番号	町（大字）	字
⑦	寺泊戸崎	大道下
⑧	寺泊引岡	大淵
⑨	寺泊鱈口	川下
⑩	寺泊引岡	大坪
⑪	寺泊引岡	山崎
⑫	寺泊引岡	信安

番号	町（大字）	字
⑬	寺泊引岡	五々穴
⑭	寺泊戸崎	切替
⑮	寺泊川崎	小潟
⑯	寺泊川崎	居村浦
⑰	寺泊下曾根	小潟
⑱	寺泊竹森	潟

経営体育成基盤整備事業 潟地区（第3換地区）

変更後区域図 S = 1 : 25000



議案第113号

市道路線の認定、変更及び廃止について

市道路線を次のとおり認定、変更及び廃止する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

認 定 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
日越410号線	上除町字西原甲1934番3地先		2.2~2.7	図2 ア~イ
	上除町字西原甲1938番1地先		33.5	
二和161号線	宮本東方町字関屋814番1地先		11.0~23.5	図1 ア~イ
	青葉台一丁目2921番11地先		514.0	
二和162号線	大積善間町字壺里塚53番4地先		5.0~11.8	図3 ア~イ
	人積町一丁目字山本甲800番1地先		552.0	
二和163号線	宮本東方町字熊之田174番乙地先		6.0~13.0	図3 ウ~エ
	宮本東方町字熊之宮217番1地先		31.4	
二和164号線	大積善間町字谷ノ内72番1地先		4.0	図3 オ~カ
	大積善間町字谷ノ内68番3地先		90.0	

変 更 調 査 書

旧 新 別	路 線 名	起 点		重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
		終 点			延長(m)	
旧	日越191号線	上除町字西原1988番地先			2.2~4.4	図2 ウ~イ
		上除町字西原1938番地先			225.9	
新	日越191号線	上除町字西原甲1988番地先			2.5~11.0	図2 ウ~エ (12.0m廃止)
		上除町字西原甲1936番1地先			213.9	
旧	二和55号線	宮本東方町字熊之田174番乙地先			3.4~24.0	図3 ウ~キ
		大積善間町字城ノ腰316番地先			873.3	
新	二和55号線	宮本東方町字熊之田181番1地先			3.7~30.2	図3 ク~キ (297.2m認定)
		大積善間町字城ノ腰316番地先			1,170.5	
旧	二和56号線	大積善間町字谷ノ内66番1地先			2.1~14.0	図3 ケ~コ
		大積善間町字前田27番地先			241.5	
新	二和56号線	大積善間町字谷ノ内86番1地先			2.1~7.9	図3 サ~コ (78.5m廃止)
		大積善間町字前田27番地先			163.0	
旧	二和143号線	宮本東方町字熊之宮254番1地先			4.7~17.0	図3 シ~イ
		大積町一丁目字山本甲800番1地先			826.3	
新	二和143号線	宮本東方町字熊之宮254番1地先			4.7~35.0	図3 シ~ス (544.3m廃止)
		宮本東方町字熊之宮216番4地先			282.0	

廃 止 調 書

路 線 名	起 点	重要な 経過地	幅員(m)	摘 要
	終 点		延長(m)	
二和152号線	宮本東方町字熊之田181番1地先		7.9~12.4	図3 ク~セ
	宮本東方町字熊之宮177番1地先		62.2	

議案第114号

財産の取得について

次のとおり土地を取得する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

- 1 土地の表示
別紙のとおり
- 2 取得の目的
越路原バイパス整備事業用地
- 3 取得予定価格
58,386,555円

別紙

所在地	地番	区分	種目	数量	
長岡市来迎寺字原	2772	1のうち	土地	田	19.45平方メートル
〃	2776	1のうち	〃	〃	86.41平方メートル
〃	2776	2のうち	〃	〃	9.04平方メートル
〃	2780	1のうち	〃	〃	74.22平方メートル
〃	2780	2のうち	〃	〃	8.71平方メートル
〃	2780	3のうち	〃	〃	7.66平方メートル
〃	2781	1のうち	〃	〃	70.30平方メートル
〃	2781	2のうち	〃	〃	5.95平方メートル
〃	2782	1のうち	〃	〃	59.39平方メートル
〃	2782	2のうち	〃	〃	6.47平方メートル
〃	2783	1のうち	〃	〃	14.34平方メートル
〃	2783	1のうち	〃	〃	12.66平方メートル
〃	2783	2のうち	〃	〃	11.66平方メートル
〃	2790	1のうち	〃	〃	446.50平方メートル
〃	2804	のうち	〃	〃	304.61平方メートル
〃	2805	のうち	〃	〃	250.61平方メートル
〃	2806	のうち	〃	〃	253.05平方メートル
〃	2809	1のうち	〃	〃	150.99平方メートル
〃	2809	2のうち	〃	〃	8.70平方メートル
〃	2810	のうち	〃	〃	161.99平方メートル
〃	2816	のうち	〃	〃	167.92平方メートル
〃	2817	1のうち	〃	〃	137.29平方メートル
〃	2817	2のうち	〃	〃	9.65平方メートル

所在地	地番	区分	種目	数量	
長岡市来迎寺字原	2818	1のうち	土地	田	137.56平方メートル
〃	2818	2のうち	〃	〃	10.29平方メートル
〃	2819	1のうち	〃	〃	122.88平方メートル
〃	2819	2のうち	〃	〃	11.82平方メートル
〃	2820	1のうち	〃	〃	120.21平方メートル
〃	2820	2のうち	〃	〃	11.71平方メートル
〃	2821	1のうち	〃	〃	127.90平方メートル
〃	2821	2のうち	〃	〃	9.87平方メートル
〃	2822	1のうち	〃	〃	174.95平方メートル
〃	2822	2のうち	〃	〃	14.88平方メートル
〃	2823	1のうち	〃	〃	38.14平方メートル
〃	2854	のうち	〃	〃	113.78平方メートル
〃	2855	1のうち	〃	〃	111.18平方メートル
〃	2855	2のうち	〃	〃	5.10平方メートル
〃	2856	1のうち	〃	〃	62.03平方メートル
〃	2856	2のうち	〃	〃	66.19平方メートル
〃	2857	1のうち	〃	〃	122.14平方メートル
〃	2857	2のうち	〃	〃	8.28平方メートル
〃	2858	1のうち	〃	〃	126.10平方メートル
〃	2858	2のうち	〃	〃	8.95平方メートル
〃	2859	1のうち	〃	〃	133.04平方メートル
〃	2859	2のうち	〃	〃	7.82平方メートル
〃	2864	1のうち	〃	〃	155.58平方メートル

所在地	地番	区分	種目	数量	
長岡市来迎寺字原	2864	2のうち	土地	田	7.08平方メートル
〃	2865	1のうち	〃	〃	56.36平方メートル
〃	2865	2のうち	〃	〃	89.48平方メートル
〃	2865	3のうち	〃	〃	7.25平方メートル
〃	2866	1のうち	〃	〃	145.95平方メートル
〃	2866	2のうち	〃	〃	6.60平方メートル
〃	2867	のうち	〃	〃	154.12平方メートル
〃	2868	1のうち	〃	〃	152.28平方メートル
〃	2868	2のうち	〃	〃	6.77平方メートル
〃	2869	1のうち	〃	〃	150.98平方メートル
〃	2869	2のうち	〃	〃	7.51平方メートル
〃	2870	1のうち	〃	〃	65.99平方メートル
〃	2871	のうち	〃	〃	103.62平方メートル
〃	2872	のうち	〃	〃	221.56平方メートル
〃	2874	1のうち	〃	〃	191.13平方メートル
〃	2874	2のうち	〃	〃	11.48平方メートル
〃	2875	1のうち	〃	〃	187.87平方メートル
〃	2875	2のうち	〃	〃	8.36平方メートル
〃	2876	のうち	〃	〃	199.70平方メートル
〃	2877	のうち	〃	〃	105.46平方メートル
〃	2878	1のうち	〃	〃	78.17平方メートル
〃	2878	2のうち	〃	〃	7.73平方メートル
〃	2879	のうち	〃	〃	192.25平方メートル

所在地	地番	区分	種目	数量	
長岡市来迎寺字原	2882	1のうち	土地	田	195.33平方メートル
〃	2882	2のうち	〃	〃	10.21平方メートル
〃	2883	のうち	〃	〃	208.03平方メートル
〃	2885	のうち	〃	〃	44.17平方メートル
〃	2886	1のうち	〃	〃	142.09平方メートル
〃	2886	2のうち	〃	〃	8.68平方メートル
〃	2887	1のうち	〃	〃	190.30平方メートル
〃	2887	2のうち	〃	〃	9.37平方メートル
〃	2888	のうち	〃	〃	115.50平方メートル
〃	2889	1のうち	〃	〃	84.02平方メートル
〃	2889	2のうち	〃	〃	15.66平方メートル
〃	2890	のうち	〃	〃	192.83平方メートル
〃	2959	のうち	〃	〃	208.93平方メートル
〃	2960	2のうち	〃	〃	17.50平方メートル
〃	2961	1のうち	〃	〃	212.80平方メートル
〃	2961	2のうち	〃	〃	20.34平方メートル
〃	2962	1のうち	〃	〃	192.65平方メートル
〃	2962	2のうち	〃	〃	18.33平方メートル
〃	2963	1のうち	〃	〃	202.85平方メートル
〃	2963	2のうち	〃	〃	20.07平方メートル
〃	2964	1のうち	〃	〃	94.07平方メートル
〃	2964	2のうち	〃	〃	15.69平方メートル
〃	2965	のうち	〃	〃	114.33平方メートル

所在地	地番	区分	種目	数量	
長岡市来迎寺字原	2966	1のうち	土地	田	198.59平方メートル
〃	2966	2のうち	〃	〃	15.19平方メートル
〃	2967	1のうち	〃	〃	201.58平方メートル
〃	2967	2のうち	〃	〃	16.10平方メートル
〃	2968	1のうち	〃	〃	170.73平方メートル
〃	2969	1のうち	〃	〃	82.50平方メートル
〃	2969	2のうち	〃	〃	21.60平方メートル
〃	2970	のうち	〃	〃	87.24平方メートル
〃	2971	1のうち	〃	〃	91.37平方メートル
〃	2971	2のうち	〃	〃	15.35平方メートル
〃	2972	のうち	〃	〃	78.52平方メートル
〃	2973	1のうち	〃	〃	161.54平方メートル
〃	2973	2のうち	〃	〃	19.73平方メートル
〃	2974	1のうち	〃	〃	157.31平方メートル
〃	2974	2のうち	〃	〃	14.75平方メートル
〃	2975	1のうち	〃	〃	166.93平方メートル
〃	2975	2のうち	〃	〃	7.73平方メートル
〃	2976	1のうち	〃	〃	163.39平方メートル
〃	2976	2のうち	〃	〃	6.98平方メートル
〃	2977	1のうち	〃	〃	176.86平方メートル
〃	2977	2のうち	〃	〃	6.50平方メートル
〃	2978	のうち	〃	〃	194.77平方メートル
〃	2979	1のうち	〃	〃	130.51平方メートル

所在地	地番	区分	種目	数量	
長岡市来迎寺字原	2979	2のうち	土地	田	55.50平方メートル
〃	2980	のうち	〃	〃	169.27平方メートル
〃	2981	1のうち	〃	〃	177.18平方メートル
〃	2982	のうち	〃	〃	185.09平方メートル
〃	2983	1のうち	〃	〃	158.11平方メートル
〃	2983	2のうち	〃	〃	14.11平方メートル
〃	2985	1のうち	〃	〃	162.46平方メートル
〃	2985	2のうち	〃	〃	7.74平方メートル
〃	2986	1のうち	〃	〃	160.52平方メートル
〃	2986	2のうち	〃	〃	4.47平方メートル
〃	2987	1のうち	〃	〃	112.99平方メートル
〃	2987	2のうち	〃	〃	16.18平方メートル
〃	2988	1のうち	〃	〃	120.57平方メートル
〃	2988	2のうち	〃	〃	9.94平方メートル
〃	2989	のうち	〃	〃	38.71平方メートル
〃	2990	1のうち	〃	〃	50.52平方メートル
〃	2990	2のうち	〃	〃	3.05平方メートル
〃	2991	のうち	〃	〃	31.13平方メートル
〃	2992	のうち	〃	〃	3.57平方メートル
〃	2993	のうち	〃	〃	16.61平方メートル
〃	2995	のうち	〃	〃	18.55平方メートル
〃	2996	のうち	〃	〃	11.45平方メートル
〃	2997	のうち	〃	〃	9.71平方メートル

所在地	地番	区分	種目	数量	
長岡市来迎寺字原	2998	1のうち	土地	田	14.23平方メートル
〃	2998	2のうち	〃	〃	1.40平方メートル
〃	2999	1のうち	〃	〃	8.82平方メートル
〃	2999	2のうち	〃	〃	0.25平方メートル
〃	3001	1のうち	〃	〃	58.75平方メートル
〃	3001	2のうち	〃	〃	117.85平方メートル
〃	3001	3のうち	〃	〃	21.68平方メートル
〃	3002	1のうち	〃	〃	186.62平方メートル
〃	3006	のうち	〃	〃	101.13平方メートル
〃	3007	1のうち	〃	〃	87.42平方メートル
〃	3007	2のうち	〃	〃	16.43平方メートル
〃	3008	1のうち	〃	〃	196.43平方メートル
〃	3008	2のうち	〃	〃	15.53平方メートル
〃	3009	1のうち	〃	〃	191.50平方メートル
〃	3009	2のうち	〃	〃	16.30平方メートル
〃	3010	のうち	〃	〃	94.98平方メートル
〃	3011	1のうち	〃	〃	98.09平方メートル
〃	3011	2のうち	〃	〃	14.12平方メートル
〃	3012	1のうち	〃	〃	204.05平方メートル
〃	3012	2のうち	〃	〃	7.71平方メートル
〃	3013	1のうち	〃	〃	112.05平方メートル
〃	3013	2のうち	〃	〃	86.24平方メートル
〃	3013	3のうち	〃	〃	10.84平方メートル

所在地	地番	区分	種目	数量	
長岡市来迎寺字原	3014	のうち	土地	田	199.47平方メートル
長岡市飯塚字原	13	1のうち	〃	〃	492.80平方メートル
〃	18	のうち	〃	〃	514.72平方メートル
長岡市岩田字原	4955	1のうち	〃	〃	594.00平方メートル
〃	4962	1のうち	〃	〃	493.81平方メートル
〃	5009	のうち	〃	〃	484.88平方メートル
〃	5017	のうち	〃	〃	510.64平方メートル
〃	5049	1のうち	〃	〃	524.85平方メートル
〃	5054	1のうち	〃	〃	521.01平方メートル
長岡市不動沢字原畑	1658	1	〃	畑	395.30平方メートル
〃	1659	のうち	〃	〃	461.38平方メートル
〃	1678	1のうち	〃	〃	716.35平方メートル
〃	1678	2のうち	〃	〃	23.34平方メートル
〃	1703	のうち	〃	〃	78.21平方メートル
〃	1704	のうち	〃	〃	52.91平方メートル
長岡市不動沢字原	1806	1のうち	〃	田	273.02平方メートル
〃	1811	1のうち	〃	〃	561.44平方メートル
〃	1817	1のうち	〃	〃	2.77平方メートル
〃	1817	3のうち	〃	〃	758.20平方メートル
〃	1841	1のうち	〃	〃	686.34平方メートル
合計	181筆				22,200.48平方メートル

議案第115号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の請求に関し、次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

1 請求する相手方

市内在住者

2 事件の内容

相手方は、市営住宅の家賃等を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、市営住宅の明渡し等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 相手方に対して市営住宅等の明渡しを求めるもの
- (2) 相手方に対して滞納している家賃等の支払いを求めるもの
- (3) 相手方に対して訴訟費用の負担を求めるもの

4 明渡請求物件

鉄筋コンクリート造3階建住宅 専用面積78.1平方メートル 1戸
団地用駐車場 1区画

5 訴えの遂行方針

- (1) 相手方から滞納している家賃等を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。
- (3) 裁判所から、請求内容等の変更を求められた場合は、それに応じるものとする。

議案第116号

長岡市過疎地域持続的発展計画について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、長岡市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定める。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

議案第117号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から阿賀北広域組合を脱退させ、令和4年4月1日から加茂市及び加茂市・田上町消防衛生保育組合を共同処理する事務に加入させることに伴って、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

新潟県市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合理約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「、阿賀北広域組合」を削る。

別表第2の1の項中「、阿賀北広域組合」を削り、同表2の項及び3の項中「小千谷市」の次に「、加茂市」を、「新発田地域広域事務組合」の次に「、加茂市・田上町消防衛生保育組合」を加え、「、阿賀北広域組合」を削り、同表4の項から6の項までの規定中「、阿賀北広域組合」を削る。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案第118号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市立栃尾地域図書館
指定する団体	株式会社図書館流通センター
指定の期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第119号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市斎場、長岡市小国斎場、長岡市与板無憂苑 ^{ふゆ} 斎場、長岡市寺泊斎場、長岡市栃尾斎場及び長岡市川口斎場
指定する団体	富士建設工業株式会社
指定の期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第120号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市栃尾産業交流センター
指定する団体	栃尾施設管理合同会社
指定の期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第121号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市道の駅ルート290とちお
指定する団体	栃尾施設管理合同会社
指定の期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第122号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市えちご川口温泉
指定する団体	株式会社ノブサーズ
指定の期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第123号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市立互尊文庫
指定する団体	株式会社図書館流通センター
指定の期間	変更前 平成30年4月1日から令和4年3月31日まで 変更後 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第124号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市ニュータウンいこいの広場及びニュータウン市民釣場
指定する団体	株式会社新潟ビルサービス
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第125号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市道院自然ふれあいの森及び長岡市とちおふるさと交流広場
指定する団体	栃尾施設管理合同会社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第126号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市ふるさと体験農業センター
指定する団体	株式会社小海工房
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第127号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和3年12月7日提出

長岡市長 磯田達伸

施設の名称	長岡市営大手口駐車場、長岡市営表町駐車場、大手通り地下駐車場及び長岡市営長岡駅大手口北自転車駐車場
指定する団体	アマノマネジメントサービス株式会社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで